

I C T 活用工事 試行要領

令和 8 年 7 月

東京都港湾局

目 次

第1章 総則

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
2	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
3	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
4	類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-6
5	ICT活用工事の実施方法・・・・・・・・・・	1-7
6	各段階における技術管理課への報告・・	1-8
7	ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ・・	1-9
8	ICT活用工事に関する基準について・・	1-12

第2章 ICT活用工事（浚渫工）

1	ICT活用工事（浚渫工）・・・・・・・・・・	2-1
---	------------------------	-----

第3章 ICT活用工事（基礎工）

1	ICT活用工事（基礎工（港湾））・・	3-1
---	--------------------	-----

第4章 ICT活用工事（ブロック据付工）

1	ICT活用工事（ブロック据付工）・・	4-1
---	--------------------	-----

第5章 ICT活用工事（本体工）

1	ICT活用工事（本体工）・・・・・・・・・・	5-1
---	------------------------	-----

第6章 ICT活用工事（海上地盤改良工）

1	ICT活用工事（海上地盤改良工）・・	6-1
---	--------------------	-----

第7章 ICT活用工事（土工）

1	ICT活用工事（土工）・・・・・・・・・・	7-1
---	-----------------------	-----

第8章 ICT活用工事（舗装工）

1	ICT活用工事（舗装工）・・・・・・・・・・	8-1
---	------------------------	-----

第9章 ICT活用工事（地盤改良工）

1	ICT活用工事（地盤改良工）・・	9-1
---	------------------	-----

第 10 章 I C T 活用工事（法面工）
1 I C T 活用工事（法面工） 10-1

第 11 章 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））
1 I C T 活用工事（舗装工（修繕工）） 11-1

第 12 章 I C T 活用工事（土工 1,000 m³未満）
1 I C T 活用工事（土工 1,000 m³未満） 12-1

第 13 章 I C T 活用工事（基礎工）
1 I C T 活用工事（基礎工） 13-1

第 14 章 I C T 活用工事（擁壁工）
1 I C T 活用工事（擁壁工） 14-1

第 15 章 I C T 活用工事（作業土工（床掘工））
1 I C T 活用工事（作業土工（床掘工）） 15-1

第 16 章 I C T 活用工事（橋梁上部工）
1 I C T 活用工事（橋梁上部工） 16-1

第 17 章 I C T 活用工事（橋台・橋脚工）
1 I C T 活用工事（橋台・橋脚工） 17-1

第1章 総則

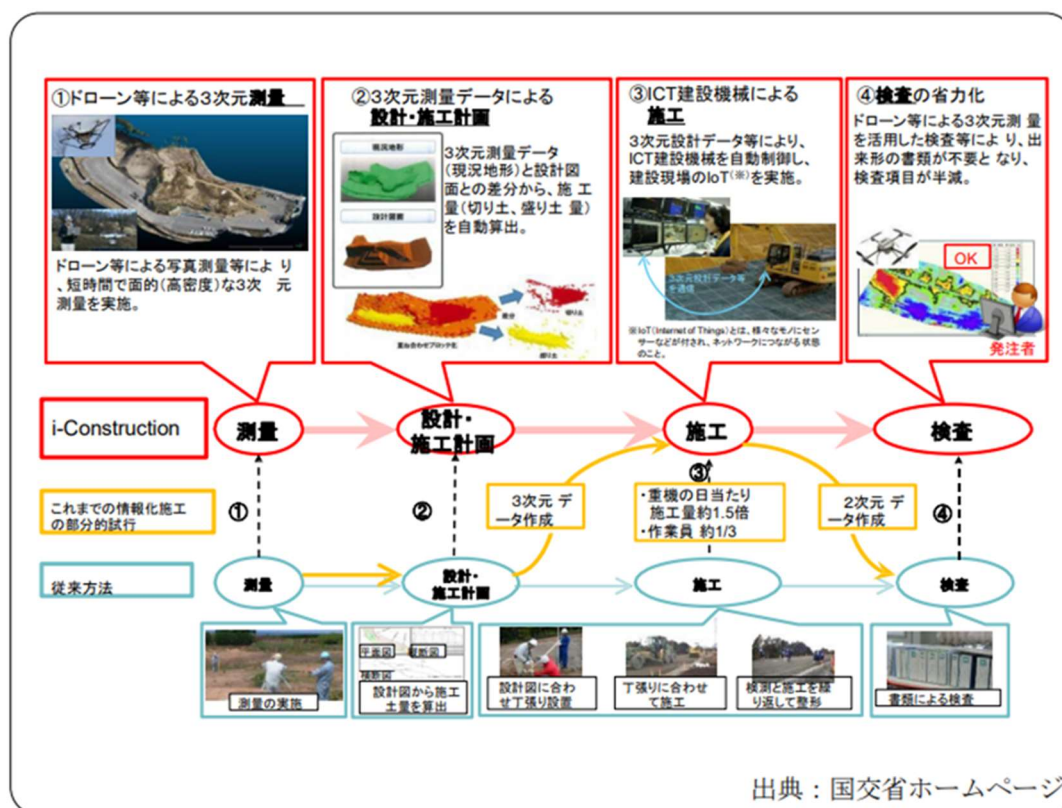
1 目的

この要領は、建設現場の生産性向上を目的に、東京都港湾局が発注する土木工事において、ICTを活用していくために必要な事項を定めたものである。

2 概要

ICT活用工事は、「3次元起工測量」、「3次元測量設計データ作成」、「ICT建機による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の各段階でICT施工技術を活用する工事である。

[参考：ICT技術の全面的な活用（土木）の概要]

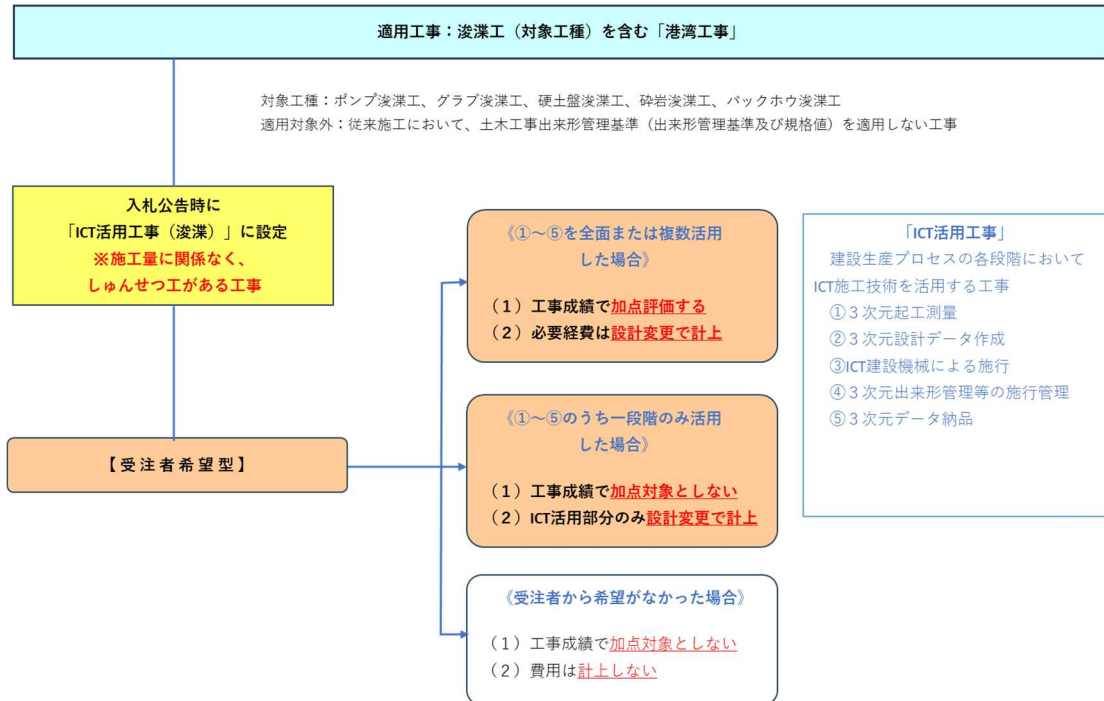


3 対象

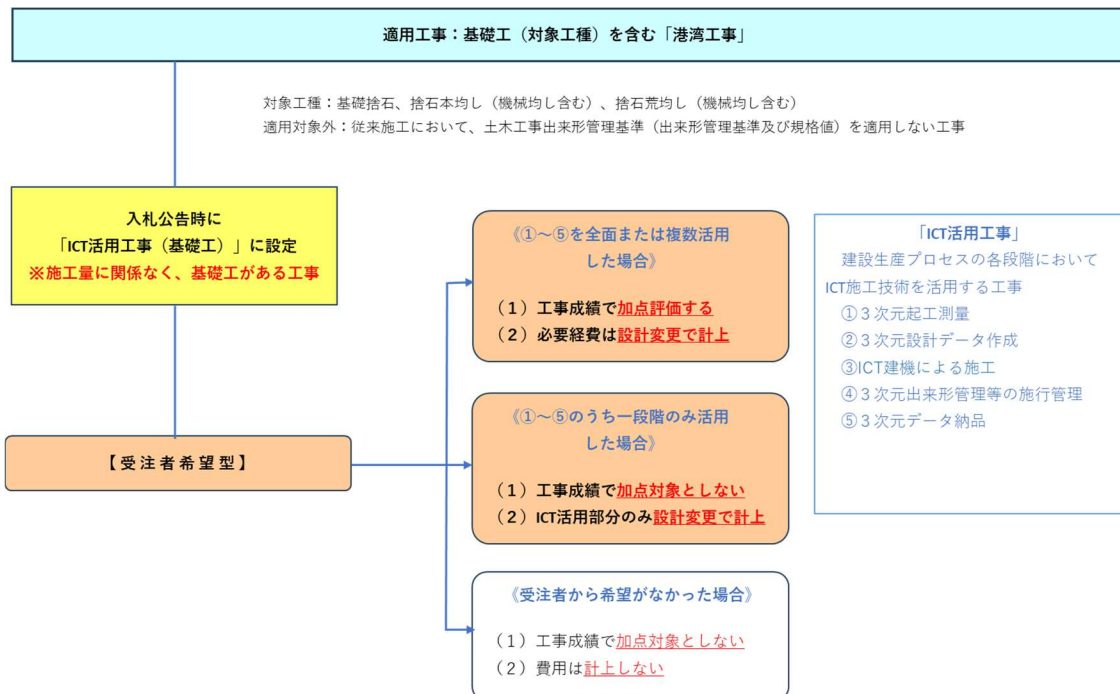
次の（１）～（１６）フロー図に示す「対象工事」、「施工規模」等から、当該工事がICT活用工事に該当するか判断し、対象となる場合は、「発注者指定型」、「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

なお、発注に向けた積算、設計図書への明記方法等については、各章を参照すること。

(1) ICT活用工事（浚渫工）

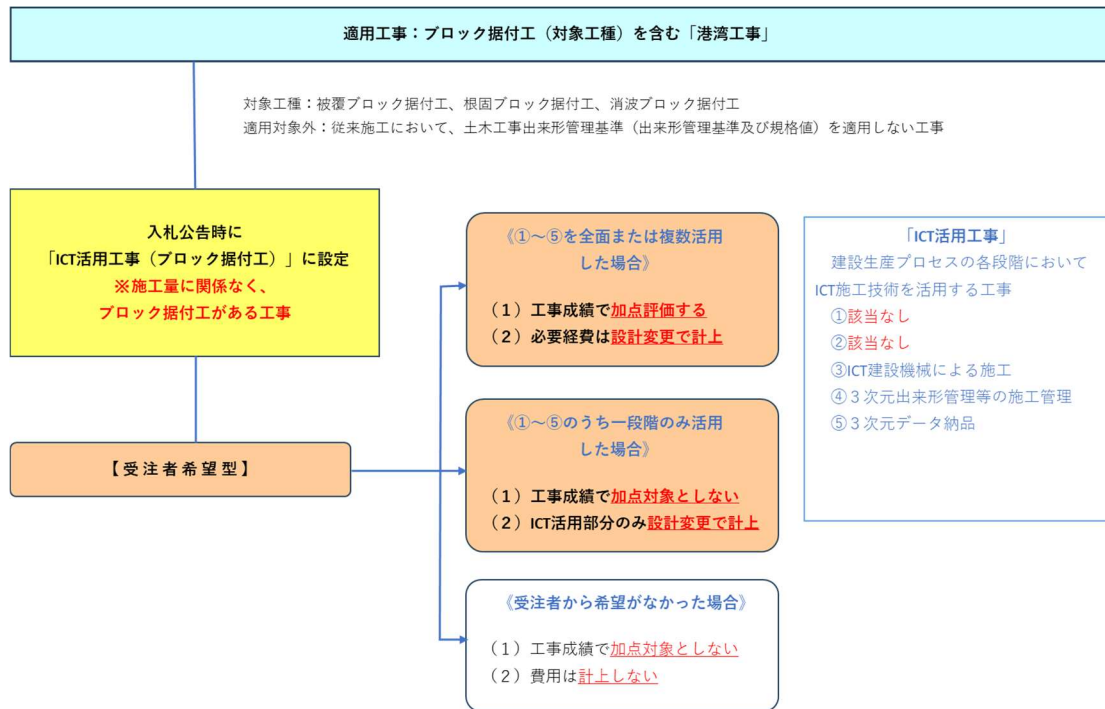


(2) ICT活用工事（基礎工（港湾））

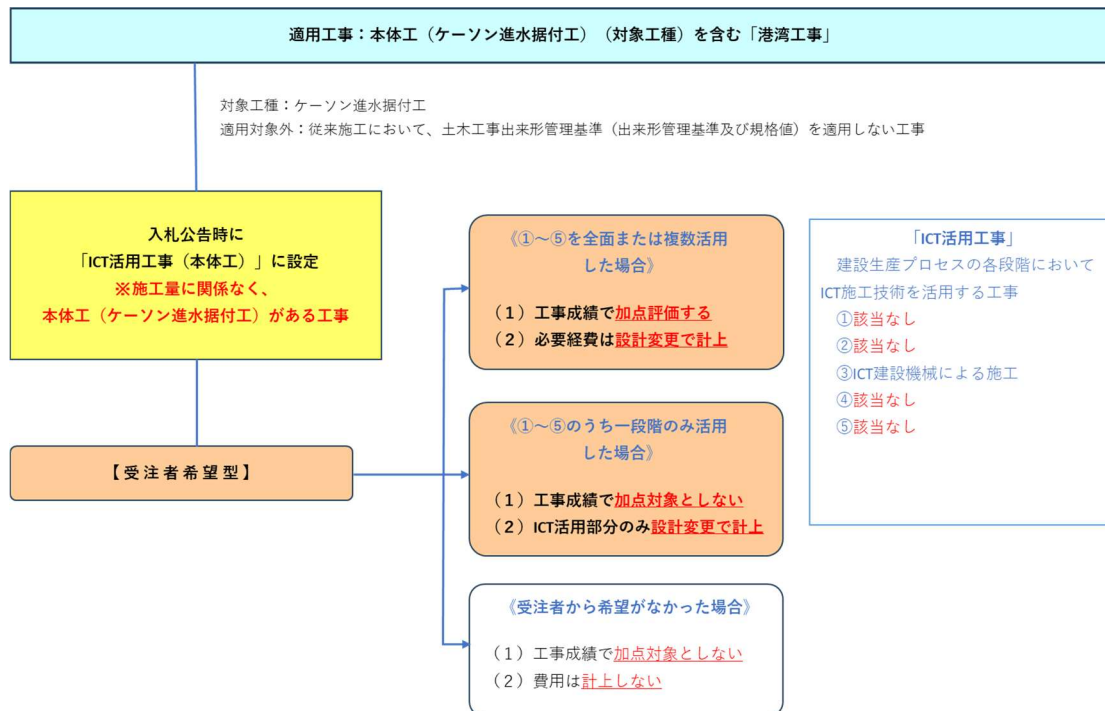


ただし、工事内容及びICT施工機器の普及状況等を勘案の上、発注者指定型とすることができる。

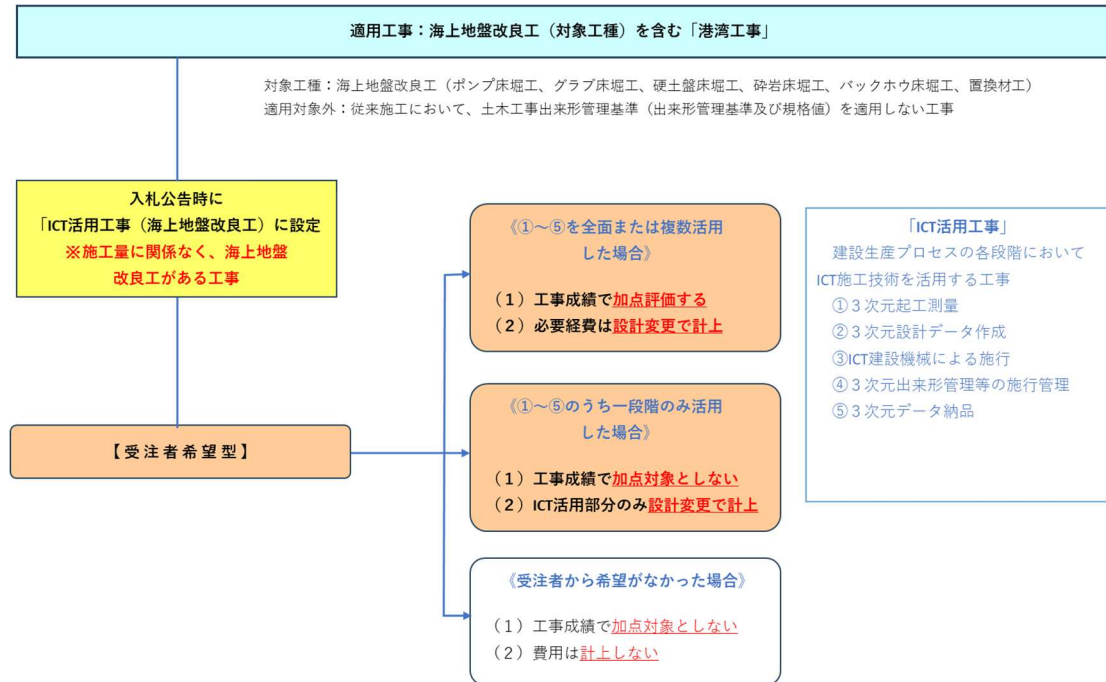
(3) ICT活用工事（ブロック据付工）



(4) ICT活用工事（本体工）



(5) ICT活用工事（海上地盤改良工）



(6) ICT活用工事（土工）

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（1）ICT活用工事（土工）によるものとする。

(7) ICT活用工事（舗装工）

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（2）ICT活用工事（舗装工）によるものとする。

(8) ICT活用工事（地盤改良工）

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（4）ICT活用工事（地盤改良工）によるものとする。

(9) ICT活用工事（法面工）

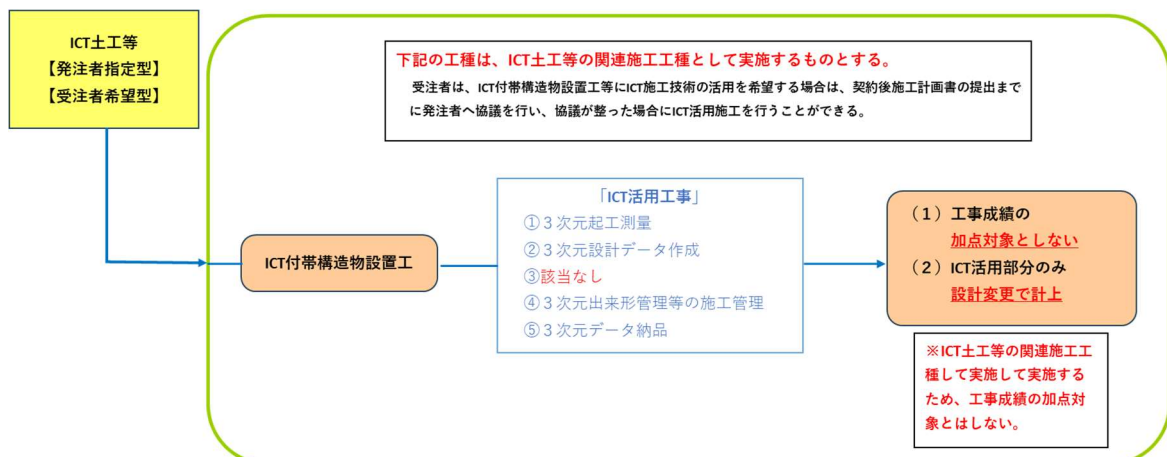
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（5）ICT活用工事（法面工）によるものとする。

(10) ICT活用工事（舗装工（修繕工））

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（6）ICT活用工事（舗装工（修繕工））によるものとする。

- (11) ICT活用工事（土工 1,000 m³未満）
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（7）ICT活用工事（土工 1,000 m³未満）によるものとする。
- (12) ICT活用工事（基礎工（矢板工、既製杭工、場所打杭工））
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（8）ICT活用工事（基礎工）によるものとする。
- (13) ICT活用工事（擁壁工）
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（9）ICT活用工事（擁壁工）によるものとする。
- (14) ICT活用工事（作業土工（床掘工））
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（10）ICT活用工事（作業土工（床掘工））によるものとする。
- (15) ICT活用工事（橋梁上部工）
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（11）ICT活用工事（橋梁上部工）によるものとする。
- (16) ICT活用工事（橋台・橋脚工）
東京都建設局「ICT活用工事実施要領」3（12）ICT活用工事（橋台・橋脚工）によるものとする。

※ ICT土工等の関連施工工種



4 類型

(1) 発注者指定型

発注者の指定により I C T活用工事を実施する工事

(2) 受注者希望型

受注者からの希望により、受発注者間で協議のうえ I C T活用工事を実施する工事

※「そのほか」

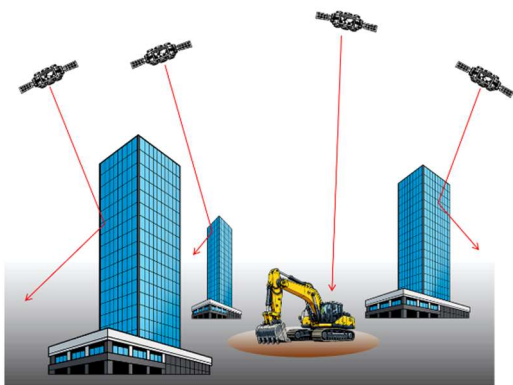
I C T活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、I C T活用工事として事後設定できるものとし、I C T活用工事に設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。なお、対象工事は本要領で定めた範囲内とする。

[発注者指定型における留意点 (③の実施が可能な環境の判定)]

上記 3. のフローに従い、発注者指定型とする際には、G N S S の受信環境により、I C T建機による施工が困難な場合があるので留意する。

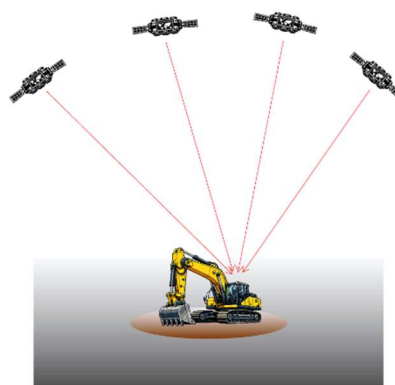
このため、詳細設計時に検討を行うこと。

【受信環境が悪い現場：×】



【受注者希望型を選択】

【受信環境が良い現場：○】



【発注者指定形を選択】

G N S S の受信環境 (イメージ)

5 ICT活用工事の実施方法

5-1 発注方式

各章の発注方式により「発注者指定型」、「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

5-2 実施方法

(1) 発注者指定型

発注者は、下記に従い、起工書、案件公表時、特記仕様書に当該工事がICT活用工事（〇〇）である旨を記載する。

- ① 起工書への記載 起工書の「その他」欄に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（〇〇工）（発注者指定型）である。

- ② 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（〇〇工）（発注者指定型）である。

- ③ 特記仕様書への記載

港湾局特記仕様書作成要領の記載例による。

(2) 受注者希望型

発注者は、下記に従い、起工書、案件公表時、特記仕様書に当該工事がICT活用工事（〇〇工）である旨を記載する。

- ① 起工書への記載

起工書の「その他」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（〇〇工）（受注者希望型）である。

- ② 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（〇〇工）（受注者希望型）である。

- ③ 特記仕様書への記載

港湾局特記仕様書作成要領の記載例による。

6 各段階における技術管理課への報告

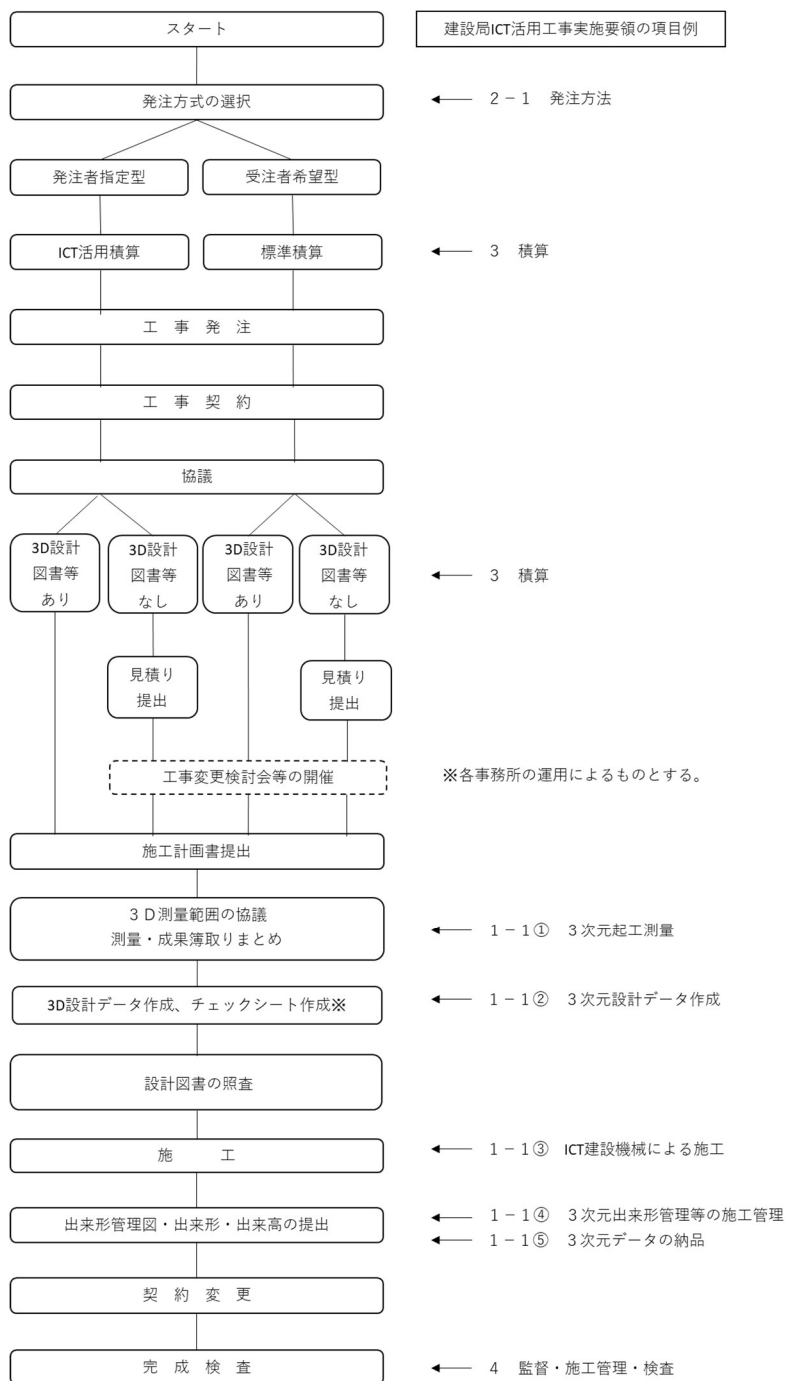
監督員は、I C T活用工事を実施した場合、しゅん功時に港湾整備部技術管理課へ以下を送付すること。

(1) しゅん功時

1) I C T活用工事における調査票

I C T活用工事促進に向け、実施状況の把握及び効果検証のため、「I C T活用工事における調査票」を作成し、送付すること。

7 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ（参考）



※ 3 次元設計データチェックシートの確認

発注者（監督員）は、3 次元設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、受注者が確認し提出された「3 次元設計データチェックシート」により確認する。（基礎工の場合は、「基礎工設計データチェックシート」により確認する。）

なお、チェックシートの様式は、参考資料 1～2 を参照すること。

参考資料 1 3次元設計データチェックシート（基礎工（土木）以外の工種に使用する）

（様式－1）

令和 年 月 日

工事件名：

受注者名：

作成者名：

3次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック 結果
1) 基準点及び 工事基準点	全点	・ 監督員の指示した基準点を使用しているか？	
		・ 工事基準点の名称は正しいか？	
		・ 座標は正しいか？	
2) 平面線形	全延長	・ 起終点の座標は正しいか？	
		・ 変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・ 曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・ 各測点の座標は正しいか？	
3) 縦断線形	全延長	・ 線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・ 縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・ 曲線要素は正しいか？	
4) 出来形横断面 形状	全延長	・ 作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・ 基準高、幅、法長は正しいか？	
5) 3次元設計 データ	全延長	・ 入力した2)～4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか？	

※1 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

※2 該当項目のデータ入力がない場合は、チェック結果欄に“－”と記すこと。

参考資料2 基礎工設計データチェックシート（基礎工（土木）に使用する）

（様式－2）

令和 年 月 日

工事件名： _____
受注者名： _____
作成者名： _____

基礎工設計データチェックシート

項目	内容	チェック 結果
1) 平面図	・ 杭芯位置 (x座標, y座標)は正しいか？	
2) 断面図	・ 杭・矢板天端の設計標高は正しいか？ ・ 施工基面の標高は正しいか？	

- ※1 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。
※2 該当項目のデータ入力が無い場合は、チェック結果欄に“－”と記すこと。

8 ICT活用工事に関する基準について

この要領に記載のない項目については、下記要領等（国土交通省）により行うものとする。なお、「東京都建設局ICT実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準」においても国土交通省の要領を記載している。

【表1 ICT活用工事に関する基準（共通）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」

「表1 ICT活用工事に関する基準（共通）」による。

表2 ICT活用工事に関する基準（浚渫工）

段階	名称
全般	ICT活用工事（浚渫工）実施要領
施工	港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）
	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書
	水路測量業務準則
	水路測量業務準則施行細則
検査	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）

表3 ICT活用工事に関する基準（基礎工(港湾)）

段階	名称
全般	ICT活用工事（基礎工）実施要領
施工	港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）
検査	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）
	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）

表4 ICT活用工事に関する基準（ブロック据付工）

段階	名称
全般	ICT活用工事（ブロック据付工）実施要領
施工	港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
検査	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（ブロック据付工編）

表5 ICT活用工事に関する基準（本体工）

段階	名称
全般	ICT活用工事（本体工）実施要領
施工	港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
検査	ICT機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（本体工：ケーソン据付工編）

表6 ICT活用工事に関する基準（海上地盤改良工）

段階	名称
全般	ICT活用工事（海上地盤改良工）実施要領
	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
施工	港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領
検査	「施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘編）」
	「3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）」

【表7 ICT活用工事に関する基準（土工）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」
「表2 ICT活用工事に関する基準（土工）」による。

【表8 ICT活用工事に関する基準（舗装工）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」
「表3 ICT活用工事に関する基準（舗装工）」による。

【表9 ICT活用工事に関する基準（地盤改良工）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」
「表5 ICT活用工事に関する基準（地盤改良工）」による。

【表10 ICT活用工事に関する基準（作業土工）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」
「表6 ICT活用工事に関する基準（作業土工）」による。

【表 1 1 I C T活用工事に関する基準（法面工）】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 7 I C T活用工事に関する基準（法面工）」による。

【表 1 2 I C T活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 8 I C T活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）」による。

【表 1 3 I C T活用工事に関する基準（舗装工（修繕工））】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 9 I C T活用工事に関する基準（舗装工（修繕工））」による。

【表 1 4 I C T活用工事に関する基準（土工 1,000 m³未満）】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 10 I C T活用工事に関する基準（土工 1,000 m³未満）」による。

【表 1 5 I C T活用工事に関する基準（基礎工（矢板工、既製杭工、場所打杭工））】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 11 I C T活用工事に関する基準（基礎工）」による。

【表 1 6 I C T活用工事に関する基準（擁壁工）】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 12 I C T活用工事に関する基準（擁壁工）」による。

【表 1 7 I C T活用工事に関する基準（橋梁上部工）】

東京都建設局「I C T活用工事実施要領」-「8 I C T活用工事に関する基準について」
「表 13 I C T活用工事に関する基準（橋梁上部工）」による。

【表 18 ICT活用工事に関する基準（橋台・橋脚工）】

東京都建設局「ICT活用工事実施要領」-「8 ICT活用工事に関する基準について」

「表 14 ICT活用工事に関する基準（橋台・橋脚工）」による。

第2章 ICT活用工事（浚渫工）

1 ICT活用工事（浚渫工）

本ICT活用工事（浚渫工）については、「国土交通省 ICT活用工事（浚渫工）実施要領」によるものとする。

なお、「国土交通省 ICT活用工事（浚渫工）実施要領」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第3章 ICT活用工事（基礎工（港湾））

1 ICT活用工事（基礎工（港湾））

本ICT活用工事（基礎工（港湾））については、「国土交通省 ICT活用工事（基礎工）実施要領」によるものとする。

なお、「国土交通省 ICT活用工事（基礎工）実施要領」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第4章 ICT活用工事（ブロック据付工）

1 ICT活用工事（ブロック据付工）

本ICT活用工事（ブロック据付工）については、「国土交通省 ICT活用工事（ブロック据付工）実施要領」によるものとする。

なお、「国土交通省 ICT活用工事（ブロック据付工）実施要領」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第5章 ICT活用工事（本体工）

1 ICT活用工事（本体工（ケーソン進水据付工））

本ICT活用工事（本体工（ケーソン進水据付工））については、「国土交通省 ICT活用工事（本体工）実施要領」によるものとする。

なお、「国土交通省 ICT活用工事（本体工）実施要領」のうち、本要領の第1章 総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第6章 ICT活用工事（海上地盤改良工）

1 ICT活用工事（海上地盤改良工）

本ICT活用工事（海上地盤改良工）については、「国土交通省 ICT活用工事（海上地盤改良工）実施要領」によるものとする。

なお、「国土交通省 ICT活用工事（海上地盤改良工）実施要領」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第7章 ICT活用工事（土工）

1 ICT活用工事（土工）

本ICT活用工事（土工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第2章 ICT活用工事（土工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第2章 ICT活用工事（土工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第8章 ICT活用工事（舗装工）

1 ICT活用工事（舗装工）

本ICT活用工事（舗装工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第3章 ICT活用工事（舗装工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第3章 ICT活用工事（舗装工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第9章 ICT活用工事（地盤改良工）

1 ICT活用工事（地盤改良工）

本ICT活用工事（地盤改良工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第5章 ICT活用工事（地盤改良工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第5章 ICT活用工事（地盤改良工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第10章 ICT活用工事（法面工）

1 ICT活用工事（法面工）

本ICT活用工事（法面工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第6章 ICT活用工事（法面工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第6章 ICT活用工事（法面工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第 11 章 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））

1 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））

本 ICT 活用工事（舗装工（修繕））については、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 7 章 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））」によるものとする。

なお、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 7 章 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））」のうち、本要領の第 1 章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第 12 章 ICT 活用工事（土工 1,000 m³未満）

1 ICT 活用工事（土工 1,000 m³未満）

本 ICT 活用工事（法面工）については、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 8 章 ICT 活用工事（土工（1,000 m³未満））」によるものとする。

なお、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 8 章 ICT 活用工事（土工（1,000 m³未満））」のうち、本要領の第 1 章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第13章 ICT活用工事（基礎工）

1 ICT活用工事（基礎工）

本ICT活用工事（基礎工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第9章 ICT活用工事（基礎工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第9章 ICT活用工事（基礎工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第 14 章 ICT 活用工事（擁壁工）

1 ICT 活用工事（擁壁工）

本 ICT 活用工事（擁壁工）については、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 10 章 ICT 活用工事（擁壁工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 10 章 ICT 活用工事（擁壁工）」のうち、本要領の第 1 章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第 15 章 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））

1 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））

本 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））については、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 11 章 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））」によるものとする。

なお、「東京都建設局 ICT 活用工事実施要領 第 11 章 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））」のうち、本要領の第 1 章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第16章 ICT活用工事（橋梁上部工）

1 ICT活用工事（橋梁上部工）

本ICT活用工事（橋梁上部工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第12章 ICT活用工事（橋梁上部工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第12章 ICT活用工事（橋梁上部工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。

第17章 ICT活用工事（橋台・橋脚工）

1 ICT活用工事（橋台・橋脚工）

本ICT活用工事（橋台・橋脚工）については、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第13章 ICT活用工事（橋台・橋脚工）」によるものとする。

なお、「東京都建設局ICT活用工事実施要領 第13章 ICT活用工事（橋台・橋脚工）」のうち、本要領の第1章総則に記載している事項については、総則によるものとする。